

介護老人福祉施設 新吉田 ご利用料金の目安

令和6年8月1日現在

要介護1	介護報酬に係る費用	¥719	¥852 /日	負担割合 3割	¥198,358	
	初期加算	¥33			負担割合 2割	¥168,147
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥50		負担割合 1割		第4段階
	看護体制加算(Ⅰ)	¥5			第3段階②	¥114,841
	看護体制加算(Ⅱ)	¥9				第3段階①
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	¥23			第2段階	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥13				第1段階
	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥22 /月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥54 /月				
	協力医療機関連携加算 ※月1回算定	¥108 /月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※月1回算定	¥11 /月					
安全対策体制加算 ※入所時に1回算定	¥22					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総加算×14%					
居住費 ※4	¥2,030 /日					
食費 ※4	¥1,445 /日					
要介護2	介護報酬に係る費用	¥794	¥927 /日	負担割合 3割	¥206,314	
	初期加算	¥33			負担割合 2割	¥173,451
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥50		負担割合 1割		第4段階
	看護体制加算(Ⅰ)	¥5			第3段階②	¥117,493
	看護体制加算(Ⅱ)	¥9				第3段階①
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	¥23			第2段階	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥13				第1段階
	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥22 /月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥54 /月				
	協力医療機関連携加算 ※月1回算定	¥108 /月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※月1回算定	¥11 /月					
安全対策体制加算 ※入所時に1回算定	¥22					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総加算×14%					
居住費 ※4	¥2,030 /日					
食費 ※4	¥1,445 /日					
要介護3	介護報酬に係る費用	¥874	¥1,007 /日	負担割合 3割	¥214,838	
	初期加算	¥33			負担割合 2割	¥179,134
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥50		負担割合 1割		第4段階
	看護体制加算(Ⅰ)	¥5			第3段階②	¥120,334
	看護体制加算(Ⅱ)	¥9				第3段階①
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	¥23			第2段階	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥13				第1段階
	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥22 /月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥54 /月				
	協力医療機関連携加算 ※月1回算定	¥108 /月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※月1回算定	¥11 /月					
安全対策体制加算 ※入所時に1回算定	¥22					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総加算×14%					
居住費 ※4	¥2,030 /日					
食費 ※4	¥1,445 /日					
要介護4	介護報酬に係る費用	¥950	¥1,083 /日	負担割合 3割	¥222,907	
	初期加算	¥33			負担割合 2割	¥184,513
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥50		負担割合 1割		第4段階
	看護体制加算(Ⅰ)	¥5			第3段階②	¥123,024
	看護体制加算(Ⅱ)	¥9				第3段階①
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	¥23			第2段階	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥13				第1段階
	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥22 /月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥54 /月				
	協力医療機関連携加算 ※月1回算定	¥108 /月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※月1回算定	¥11 /月					
安全対策体制加算 ※入所時に1回算定	¥22					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総加算×14%					
居住費 ※4	¥2,030 /日					
食費 ※4	¥1,445 /日					
要介護5	介護報酬に係る費用	¥1,024	¥1,157 /日	負担割合 3割	¥230,749	
	初期加算	¥33			負担割合 2割	¥189,741
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥50		負担割合 1割		第4段階
	看護体制加算(Ⅰ)	¥5			第3段階②	¥125,638
	看護体制加算(Ⅱ)	¥9				第3段階①
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	¥23			第2段階	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥13				第1段階
	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥22 /月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算定	¥54 /月				
	協力医療機関連携加算 ※月1回算定	¥108 /月				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※月1回算定	¥11 /月					
安全対策体制加算 ※入所時に1回算定	¥22					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総加算×14%					
居住費 ※4	¥2,030 /日					
食費 ※4	¥1,445 /日					

※1. 上記の料金は1カ月(31日)分の算定です。

※2. 療養食加算(¥7/食)など、対応が必要な方に加算させていただくことがあります。

※3. 利用者負担額は「介護保険負担割合証」をご確認下さい。「1割」・「2割」・「3割」となります。

※4. ご本人様の所得・資産などによって「介護保険負担限度額認定証」が発行された場合、1日あたりの居住費・食費が軽減されます。

第4段階(居住費¥2,030、食費¥1,445)、第3段階①(居住費¥1,370、食費¥650)、第3段階②(居住費¥1,370、食費¥1,360)

第2段階(居住費¥880、食費¥390)

※上記の費用は目安です。このままの料金になるとは限りません。

介護老人福祉施設 新吉田 利用料金表(1日あたりの目安) ※地域区分2級地(10.72円/単位)

令和6年8月1日現在

項目	単位	金額(円)			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
介護報酬に係る費用	要介護1	670	719	1,437	2,155	ユニット型介護福祉施設サービス費
	要介護2	740	794	1,587	2,380	
	要介護3	815	874	1,748	2,621	
	要介護4	886	950	1,900	2,850	
	要介護5	955	1,024	2,048	3,072	
加算項目	初期加算	30	33	65	97	入所後30日間のみ
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	50	99	148	前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	9	13	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	17	26	看護職員の数が入所者25人に対して1以上かつ看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えているための加算
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	21	23	45	68	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること及び夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しているための加算
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13	26	39	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っているための加算
	個別機能訓練加算(Ⅱ)(※月1回算定)	20	22	43	65	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(※月1回算定)	90	97	139	290	口腔衛生管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による助言及び指導のもと口腔衛生の管理を行うための加算
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(※月1回算定)	110	118	236	354	口腔衛生管理の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(※月1回算定)	50	54	108	161	心身の状況、疾病の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用するための加算
	安全対策体制加算(※入所時に1回算定)	20	22	43	65	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているための加算
	協力医療機関連携加算(※月1回算定)	100	108	215	322	協力医療機関との連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保するための加算
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(※月1回算定)	10	11	22	33	医療機関との連携の上で新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保し、一般的な感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応することで感染拡大を防止するための加算
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(※月1回算定)	5	6	11	16	医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養、また他の入所者への感染拡大を防止するための加算
	新興感染症等施設療養費	240	258	515	772	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度に算定
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	258	386	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	215	429	644	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合
	療養食加算※1食あたり	6	7	13	20	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	経口移行加算	28	30	60	1,287	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合
	外泊時費用	246	264	528	792	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定
	在宅復帰支援機能加算	10	11	22	33	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	460	494	987	1,480	退所前1回(又は2回)を限度に相談援助等を行った場合
	退所前連携加算	500	536	1,072	1,608	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合
	退所時情報提供加算	250	268	536	804	医療機関へ退所した際、医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合、1回に限り算定
	退所時栄養情報連携加算	70	75	150	225	厚生労働大臣が定める療養食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者が退所する際、退所先に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、1月につき1回に限り算定
	退所時相談援助加算	400	429	858	1,287	退所時に相談援助等を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	-	-	所定単位数に加算率14%を乗じた単位数	

項目		金額(円)	備考	
居住費等	居住費 (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	2,030	第4段階の方	※入院等の理由により月7日以上外泊された場合、7日目から施設に戻る前日までの居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,370	第3段階①②の方	
		880	第2段階の方	
		880	第1段階の方	
	食費	1,445	第4段階の方	
		1,360	第3段階②の方	
		650	第3段階①の方	
		390	第2段階の方	
		300	第1段階の方	
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			
	レクリエーション等にかかる物品代			
	売店購入代			
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費			
	死亡診断書作成料		5,500	

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1～3段階以外の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で
預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下)の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で
預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下)の方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方で
預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下)の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方